

## ◎ 重点的に引受けを推進する対象について、信用基金が果たすべき役割と対応方針

### （背景）

漁業信用保険の引受けに関し、第5期中期計画において、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業および養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえた引受けが進められるよう漁業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行うこととされています。

ア 海洋環境や、漁船漁業の構造変化、成長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの適確な把握

イ 重点的に引受けを推進する対象の選定

ウ 行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した利用促進

本取組については、今年度の年度計画において、『令和5年度に明確化した重点的に引受けを推進する対象について、引き続き、新たな技術・取組の普及状況等の情報を収集しつつ、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫等との間で果たすべき役割を主務省と確認するとともに、信用基金における対応方針を明確にした上で、他団体との連携を密にし、行動を実施する。』としていくところ、重点推進対象に係る取組において、信用基金が果たすべき役割およびその対応方針を、以下のとおり整理しました。

## 信用基金の役割

### （1）基本認識

漁業信用保証保険制度における信用基金の役割については、第5期中期目標において「信用基金は、各漁業信用基金協会（およびその支所）から保証事故案件等に関する情報を収集し、審査等に関する知見を蓄積・整理の上、各基金協会との共有を図っており、信用基金・各基金協会の連携による効果的な業務推進の中心的な機能を担っている」および「国の政策実施機関」とされている。

また、水産経営課長通知（令和5年4月20日付け）では、「（第5期中期目標について）信用基金がこれまで以上に漁業信用保証保険制度における中心的な役割を發揮できるよう、協会に対する助言・支援等の機能を強化する」とされている。

これらのことから、信用基金は、国の政策実施機関として、各基金協会に対する助言・支援等を通じた連携など、漁業信用保証保険制度の中心的な役割を担うことが求められていると整理できる。

### （2）漁業信用保証保険制度における信用基金の位置づけ

信用基金による信用保険の引受けは、融資機関による融資とそれに対する基金協会の保証が前提となる。このため、保険引受の拡大のためには漁業者の資金ニーズの喚起・融資推進、保証引受推進などの取組が必須となることから、信用基金としてはこれらの取組を推進すべく、融資機関・基金協会を的確に支援していく必要がある。

一方、上記の水産経営課長通知においても、中期目標（保険引受残高）について「信用基金の取組に、協会が連携・協力してはじめて成果につながる」旨の考えが示され、協会に対して「信用基金や融資機関と連携した、漁業信用保証保険制度に関する情報提供や PR 等の働きかけ、各地域における資金需要等の把握について

の協力」を求めている。

### **(3) 信用基金が果たすべき役割**

上記の信用基金の基本的な役割および保証保険制度の構造の下において、各重点推進対象に係る行政施策や系統（全漁連および JF マリンバンク（農林中央金庫））の活動の動向を踏まえつつ、漁業信用基金協会を加えたこれら関係機関と協調、連携した保証保険引受を推進するため、以下の役割を果たすことが求められている。

- ① 重点推進対象に係る行政施策や系統活動の動向を的確に把握すること。
- ② それらの動向と協調し保証保険引受が促進されるよう、基金協会への情報提供や取組提案を行う等、引受推進に係る取組の検討および具現化に貢献すること。
- ③ 基金協会による引受推進に係る取組の実施に必要な支援を行うこと。

## 対 応 方 針

重点推進対象について、以下の方針の下、上記の信用基金が果たすべき役割を念頭に、行動を実施することとする。

### **(1) 関係機関との連携強化**

引受推進には、行政、JF マリンバンク等金融機関、基金協会との協力が不可欠であることから、人事交流なども含めこれら関係機関との協力・連携関係をより緊密なものとする。

### **(2) 水産行政施策の動向に即した引受推進**

令和 5 年度に“重点的に引受けを推進する対象”として選定した「スマート水産業」、「養殖業の成長産業化」、「海業」関連案件、および“今後の活用・対応が期待される事項”とした「漁業経営改善制度」、「浜プラン」、「災害」関連案件について、例えば「漁業経営改善制度」の政策的な要件緩和が行われ、JF マリンバンクが同制度を活用した融資拡大に取り組んでいるといった、関連する制度運用・補助事業・制度資金等の施策や JF マリンバンクによる取組の動向等を踏まえつつ、これら重点推進対象等に係る基金協会による保証推進の取組を促進・支援し、国の政策に即した引受を推進する。

### **(3) 基金協会への支援強化**

保険引受が保証引受の推進に依存することから、基金協会による引受推進の取組を促進するため、「漁業信用保証保険事業助成金（信用基金から基金協会に交付）」による支援を拡充実施する。

その他、より合理的な保証料率・保険料率の適用を通じた引受推進に取り組む。

以上